

家族が亡くなったとき・ 相続でもめたとき

亡くなった後の期限、だれが相続するか、借金があるとき、遺言、遺産の分け方、相談先を示します

遺産分割の調停

17,297

件（10年前は12,980件）

相続放棄の申述

323,524

件

遺言書の検認

23,523

件

図1 令和7年に家庭裁判所が受け付けた件数（新受件数）。出典：最高裁判所「令和7年 司法統計年報 3家事編」

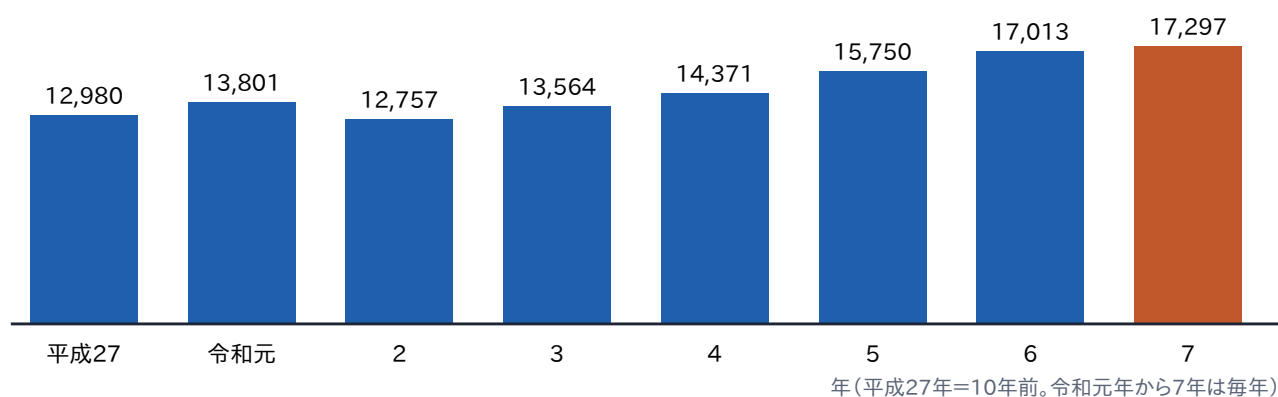


図2 遺産分割の調停の新受件数の移り変わり。出典：最高裁判所「令和7年 司法統計年報 3家事編」新受件数一全家庭裁判所

いちばん先に

- ① 借金や保証がないか、早く調べる（放棄できるのは原則3か月以内）
- ② 遺品・預金・車などを勝手に売ったり使ったりしない（相続を認めたことになるおそれ。民法921条）
- ③ 封のある遺言書を見つけたら、開けずに家庭裁判所へ（6ページ）

登場する人物と場面は架空です。この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。| 編集・発行：あなたの委員会 2026年9月

あなたの状況は、どれ？

ひとことで

相続は、期限のある手続と、家族の話し合いの2つでできています。まず期限を押さえ、次に、だれが何を受け取るかを決めます。

こんなとき	大事なこと	ページ
家族が亡くなったばかり	期限の表を見て、順に手続する	3
だれが相続人か、取り分が分からない	法定相続人と法定相続分	4
亡くなった人に借金があるかもしれない	相続放棄・限定承認は3か月以内	5
遺言書が見つかった・遺言を書きたい	検認と、法務局の保管制度	6
遺産の分け方で、家族の意見が合わない	家庭裁判所の調停と審判	7
葬儀代や生活費に、預金が必要	分ける前でも、一部は引き出せる	8
家や土地を相続した	相続登記は3年以内の義務	8
遺言で自分の取り分がなかった・介護をした	遺留分、特別の寄与	9
どこに相談すればいいか分からない	弁護士・司法書士・税理士の使い分け	10

相続の大まかな流れ

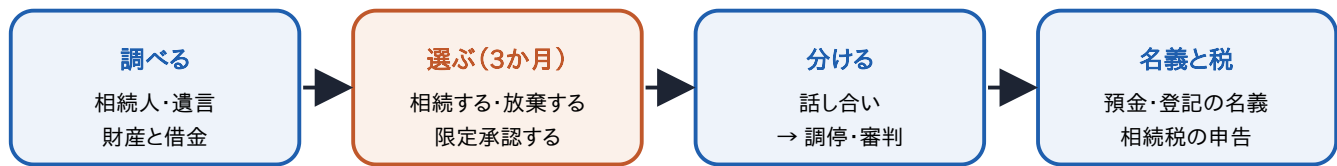


図3 相続の4つの段階（遺言があるときは、原則として遺言に従って分ける）

亡くなった後の期限

ひとことで

いちばん早いのは、相続放棄・限定承認の3か月。税金は4か月と10か月。数え始めの日が、手続きによって違います。

手続	期限	いつから数えるか・根拠
相続放棄・限定承認	3か月	自分のために相続が始まったことを知った時から（民法915条1項）。家庭裁判所に延ばしてもらえる
準確定申告（亡くなった年の所得税）	4か月	相続の開始を知った日の翌日から。相続人が出す（所得税法125条）
相続税の申告と納税	10か月	亡くなったことを知った日の翌日から（相続税法27条）。遺産が基礎控除（3,000万円+600万円×法定相続人の数）以下なら不要
遺留分侵害額の請求	1年	相続の開始と、遺留分を侵害する贈与・遺贈を知った時から。知らなくても相続開始から10年で消える（民法1048条）
相続登記（不動産の名義変更）	3年	相続を知り、不動産を取得したことを知った日から（不動産登記法76条の2）。2024年4月1日施行
特別受益・寄与分の主張	10年	相続開始から10年を過ぎた遺産分割では、原則として主張できない（民法904条の3）



図4 期限のめやす（目盛りは正確な比率ではない。数え始めは手続ごとに違う）

年金・健康保険・住民票などの届出にも、短い期限があります。市区町村の窓口で確かめてください。

だれが相続人か、取り分はいくらか

ひとことで

配偶者（夫・妻）は、いつも相続人です。そのほかは、子 → 親など → 兄弟姉妹の順に、先の順位の人だけが相続人になります。

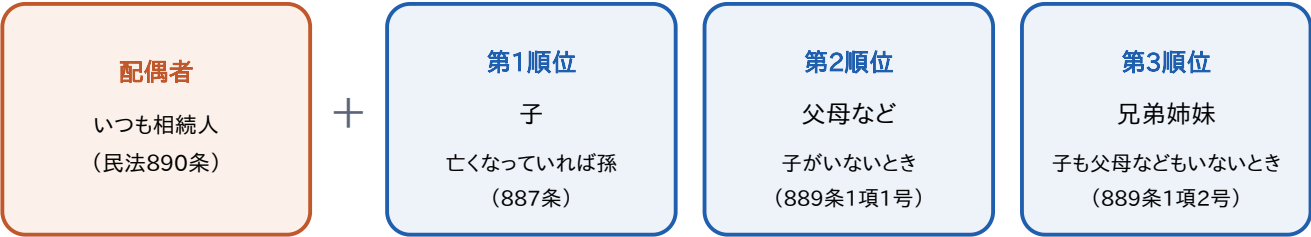


図5 相続人の順位（先の順位の人がいれば、後の順位の人には相続人にならない）

法定相続分（民法900条）

相続人の組み合わせ	配偶者	ほかの相続人
配偶者と子	2分の1	子が2分の1を、人数で等しく分ける
配偶者と父母など	3分の2	父母などが3分の1
配偶者と兄弟姉妹	4分の3	兄弟姉妹が4分の1。父母の一方だけが同じ兄弟姉妹は、両方が同じ兄弟姉妹の2分の1

- 法定相続分は、遺言がなく、話し合いでも決まらないときの目安です。相続人全員が合意すれば、違う分け方もできます。
- 子や兄弟姉妹が先に亡くなっているときは、その子が代わりに相続することがあります（代襲相続。887条2項・889条2項）。
- 相続人を確かめるには、亡くなった人の生まれてから亡くなるまでの戸籍を集めます。

例（架空）：夫が亡くなり、妻と子2人が相続人。妻2分の1、子はそれぞれ4分の1。

借金が多いかもしれないとき

ひとことで

相続すると、借金も引き継ぎます。借金の方が多いときは、3か月以内に家庭裁判所で「相続放棄」ができます。それまでは、遺産に手を付けないでください。

選び方	中身	手続
単純承認	財産も借金も、すべて引き継ぐ。何もしないまま3か月が過ぎると、こうなる(921条2号)	手続は不要
相続放棄	初めから相続人でなかったことになる(939条)。財産も借金も引き継がない	家庭裁判所に申述(938条)。収入印紙800円
限定承認	受け取った財産の範囲でだけ、借金を払う	財産の目録を作って家庭裁判所に申述(924条)。 相続人全員です (923条)

遺産を「処分」とすると、放棄できなくなるおそれ

相続人が遺産の全部または一部を処分すると、相続を認めた(単純承認)とみなされます(民法921条1号)。預金を引き出して使う、車や家財を売る、借金を遺産から返す、などに注意。家の修理のような「保存行為」は除かれます。迷ったら、動く前に相談を。

借金の調べ方

- 郵便物、通帳の引落とし、カードの明細、契約書を確認する。
- 貸金業者や銀行の借入れは、信用情報機関に記録がある。相続人からの開示の方法は、各機関に確かめる。
- だれかの借金の**保証人**になっていなかったかも確かめる。保証の内容によっては、その責任も相続される。
- 調べるのに時間がかかるときは、3か月が過ぎる前に、家庭裁判所に期間を延ばすよう求める(915条1項ただし書)。

放棄すると、次の順位の人(たとえば兄弟姉妹)が相続人になることがあります。親族に知らせておきましょう。

遺言があるとき・遺言を書くとき

ひとことで

自分で書いた遺言は、家庭裁判所の「検認」が必要です。ただし、法務局に預けた遺言と、公正証書の遺言は、検認がいりません。

種類	作り方	亡くなった後
自筆証書遺言	全文・日付・氏名を自分で書き、印を押す（民法968条1項）。財産の目録は、パソコンや通帳のコピーでもよいが、各ページに署名・押印（同条2項）	家庭裁判所の 検認 が必要（1004条1項）
自筆証書遺言＋法務局の保管制度	上と同じ。法務局（遺言書保管所）に本人が出向いて預ける（遺言書保管法4条6項）。手数料は1件3,900円	検認は不要 （同法11条）
公正証書遺言	公証役場で、公証人に作ってもらう	検認は不要 （1004条2項）

遺言書を見つけたら

- 封がしてある遺言書は、家庭裁判所で、相続人などの立会いのもとでしか開けられません（1004条3項）。**その場で開けない。**
- 検認は、遺言書の形や内容確かめて偽造を防ぐ手続で、**遺言が有効か無効かを定めるものではありません**。収入印紙800円（遺言書1通ごと）。
- 遺言書を偽造・破棄・隠した人は、相続人になれません（891条5号）。

法務局の保管制度で書くとき

- 決められた様式で書き、**封をしなくて**持っていく（保管法4条2項）。
- 亡くなった後に、指定した人（3人まで）へ「遺言書が保管されている」と知らせる通知を頼める。

遺言があっても、兄弟姉妹以外の相続人には「遺留分」があります（9ページ）。

遺産の分け方で、もめたとき

ひとことで

まず相続人全員で話し合います（遺産分割協議）。まとまらなければ、家庭裁判所の調停へ。調停も成立しなければ、自動的に審判に移り、裁判官が決めます。

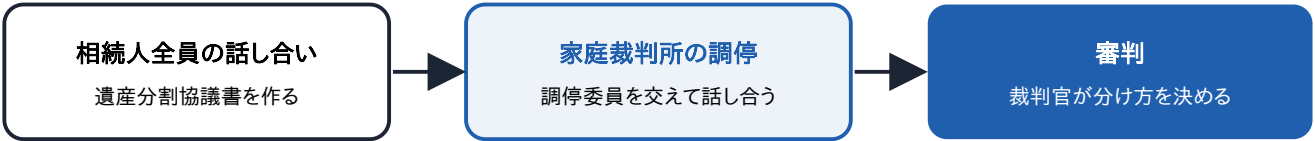


図6 遺産分割の道すじ（調停が成立しないと、審判の申立てがあったとみなされる。家事事件手続法272条4項）

調停の申立て	中身
申し立てる人	相続人（ほかに、包括受遺者など）。ほかの相続人全員が相手方
申し立てる先	相手方のうち1人の住所地の家庭裁判所、または当事者が合意で決めた家庭裁判所
費用	亡くなった人1人につき収入印紙1,200円と、郵便切手

取り分が変わる事情：特別受益と寄与分

- ・ **特別受益**：生前に、結婚や生活の元手として多くの贈与を受けた相続人は、その分を差し引いて考える（民法903条）。
- ・ **寄与分**：家業を手伝った、療養看護をしたなどで、財産の維持や増加に「特別の寄与」をした相続人は、その分を多く受け取れる（904条の2）。
- ・ どちらも、**相続開始から10年**を過ぎると、原則として主張できない（904条の3）。2023年4月1日より前の相続は、それから5年を過ぎる時までの猶予がある。

令和7年に家庭裁判所が受け付けた遺産分割の調停は17,297件、寄与分を定める調停は587件（司法統計）。

預金の引き出しと、家の名義

ひとことで

遺産を分ける前でも、預金の一部は相続人が1人で引き出せます。家や土地を相続したら、3年以内に登記をしなければなりません。

遺産を分ける前の預金の払戻し(民法909条の2)

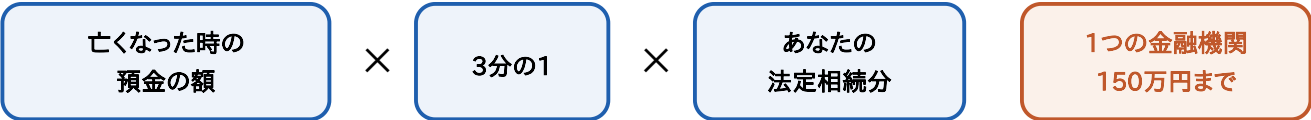


図7 1人で引き出せる額(上限は法務省令で150万円)

例(架空): 父の口座に600万円。相続人は子2人。子1人が引き出せるのは、 $600万円 \times 1/3 \times 1/2 = 100万円$ 。

- 引き出した分は、その相続人が遺産の一部を先に受け取ったものとして扱われます。
- もっと多く必要なときは、遺産分割の調停・審判を申し立てたうえで、家庭裁判所に預金の仮分割を求める方法もあります(家事事件手続法200条3項)。
- 放棄を考えている人が引き出して使うと、単純承認とみなされるおそれがあります(5ページ)。

相続登記の義務(2024年4月1日から)

ルール	中身
期限	相続を知り、不動産を取得したことを知った日から 3年以内 (不動産登記法76条の2)
2024年4月1日より前の相続	登記していなければ、 2027年3月31日までに
正当な理由なく怠ると	10万円以下の過料(164条)
分け方が決まらないとき	「相続人申告登記」を期限内にすれば、義務を果たしたことになる(76条の3)。ただし、売ったりするには正式な登記が要る

遺言で取り分がなかったとき・介護をしたとき

ひとことで

兄弟姉妹以外の相続人には、最低限の取り分「遺留分」があります。相続人でない親族が介護などで尽くしたときは、「特別寄与料」を求められます。どちらも期限が短いので注意。

遺留分(民法1042条・1046条)

相続人	全体の遺留分
父母など(直系尊属)だけ	遺留分を計算するための財産の3分の1
それ以外(配偶者や子がいる)	2分の1
兄弟姉妹	遺留分はない

- 全体の遺留分に、各自の法定相続分を掛けたものが、1人の遺留分です(1042条2項)。
- 遺言や生前の贈与で遺留分が侵害されたときは、多く受け取った人に、**お金**で支払いを求めます(遺留分侵害額請求。1046条)。
- 期限:相続の開始と、侵害する贈与・遺贈を知った時から**1年**。相続開始から10年で消える(1048条)。まず内容証明郵便などで、請求したことを記録に残す。

特別の寄与(民法1050条)

例(架空):義父を長年、無償で介護してきた長男の妻。相続人ではないが、相続人に「特別寄与料」を求められる。

- 対象:無償で療養看護などをして、亡くなった人の財産の維持・増加に特別の寄与をした**親族**(相続人を除く)。
- 話し合いで決まらなければ、家庭裁判所に求める。ただし、相続の開始と相続人を知った時から**6か月**、または相続開始から**1年**を過ぎると、できない。
- 介護の日誌、通院の付き添いの記録、立て替えた費用の領収書を残す。

相談先の使い分け

ひとことで

もめているなら弁護士、登記なら司法書士、税金なら税理士。手続の方法は、家庭裁判所・法務局・税務署でも教えてもらえます。

相談先	こんなときに
弁護士	相続人の間で争いがある、遺留分を請求したい・された、借金の調査と放棄の判断。交渉、調停、審判、訴訟の代理ができる
司法書士	不動産の相続登記の申請、裁判所に出す書類の作成の相談
税理士	相続税の申告が必要か、準確定申告、財産の評価
家庭裁判所	相続放棄、検認、遺産分割調停の申立ての方法（手続の案内。法律相談ではない）
法務局	相続登記の手続、自筆証書遺言の保管（予約制）
税務署	相続税・準確定申告の一般的な手続の相談
法テラス（0570-078374）	収入などの条件を満たせば、無料の法律相談と、弁護士・司法書士の費用の立替え。平日9～21時、土曜9～17時

争いがある

→ 弁護士

家・土地の名義

→ 司法書士・法務局

税金

→ 税理士・税務署

図8 迷ったときの目安（1つの事務所で、ほかの専門家と連携していることも多い）

相談の前に、次のページの「3分で伝える型」と資料をそろえると、話が早く進みます。

残すもの・伝え方

ひとことで

戸籍、財産と借金の一覧、お金の出入りの記録。この3つがあれば、どの専門家にもすぐ相談できます。

分類	残すもの
相続人	亡くなった人の出生から死亡までの戸籍、相続人全員の戸籍と住民票
財産と借金	通帳、証券、不動産の登記・固定資産税の通知書、借入れの契約書・督促状、保証の書類
お金の出入り	葬儀費用や立て替えた費用の領収書、亡くなった後に引き出した額と使い道のメモ
生前の事情	生前の贈与、介護や家業の手伝いの記録（日誌、写真、領収書）、遺言書の写し

3分で伝える型

① だれが、いつ亡くなったか ② 相続人はだれか ③ 遺言はあるか ④ 財産と借金のおおよそ ⑤ 何でもめているか・何を聞きたいか

遺産分割の審判では、裁判所も自分で調べる

お金を払えという普通の裁判では、裁判所は当事者が出した言い分と証拠だけで決めます（弁論主義）。遺産分割の調停・審判は家事事件で、家庭裁判所が**職権で事実の調査**をし、必要な証拠調べをします（家事事件手続法56条1項・258条1項）。それでも、当事者は調査に協力するものとされ（56条2項）、遺産の中身や生前の贈与・介護の事情は、あなたの資料が出発点です。なお、遺留分の請求や「この財産は遺産か」の争いは、調停がまとまらなければ普通の訴訟になり、言い分と証拠を出す責任は当事者にあります。

後処理は専門家に任せて、あなたは、あなたの生活を。

相談先とリンク



遺産分割調停

裁判所

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_07_12/index.html



相続の放棄の申述

裁判所

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_13/index.html



遺言書の検認

裁判所

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_17/index.html



自筆証書遺言書保管制度

法務省

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



相続登記の申請義務化

法務省

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00565.html



相続税の申告と納税

国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4205.htm>



死亡した人の所得税の確定申告（準確定申告）

国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2022.htm>



無料法律相談・弁護士等費用の立替

法テラス

<https://www.houterasu.or.jp/>

困りごとシリーズ 相続・遺言（分野の冊子） 家族が亡くなったとき・相続でもめたとき | 編集・発行：あなたの委員会 | 2026年9月

統計の出典：最高裁判所「令和7年 司法統計年報 3家事編」（遺産分割の調停・寄与分を定める調停・相続放棄の申述・遺言書の検認の新受件数）。条文・リンクは2026年9月26日に確認。

登場する人物と場面は架空です。この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。